

# 令和4年7月1日から 「有料指定ごみ袋・指定シール」が変わります④

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723

サイズと価格を見直した新しい有料指定ごみ袋の販売を令和4年7月1日から始めます。これまでの有料指定ごみ袋・大型ごみ指定シールは、令和4年9月30日まで使えます。この期間に、新しい有料指定ごみ袋への計画的な切り替えをお願いします。

新しい有料指定ごみ袋・大型ごみ指定シールのサイズや価格、ごみの出し方、その他変更になった手数料については、広報おおむた7月1日号と同時配布している「ごみ出し読本」をご覧ください。

## 余った有料指定ごみ袋と大型ごみ指定シールは 買い取ります

令和4年9月30日までに使い切れなかったこれまでの有料指定ごみ袋・大型ごみ指定シールは、買取を行います。なお、買取方法などの詳細については、決まり次第お知らせします。

## これまでの「家庭用燃えないごみ袋」

これまでの「家庭用燃えないごみ袋」は、令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間、「燃えるごみ用」として使用することができます。ただし、燃えるごみ用の袋を燃えないごみ用として使用することはできません。

～子どもたちに美しい川や海を残すために～

## 水洗化促進キャンペーン vol.4

川や海には自然の浄化作用がありますが、許容量を超える汚水（生活排水・産業排水）が流入すると環境破壊が起こり、川や海に生息する生きものが住めなくなり、人の生活にも悪影響を及ぼします。かつては産業排水が川や海を汚す主な原因でしたが、工場などに対する規制が強化され、排水処理対策が進んだ今日では、生活排水が大きな原因となっています。下水道が整備されている区域の人は下水道へ接続し、下水道区域外の人は合併処理浄化槽を設置して、生活排水をきれいに処理してから排水しましょう。

### ■ 下水道と合併処理浄化槽の違いについて

汚水を浄化して川や海に戻す役割は同じですが、下水道は、市街地における汚水処理、雨水処理、公共用水域の水質保全・浸水防除などを目的とし、一方、合併処理浄化槽は、家庭の生活雑排水やし尿を対象として戸別に処理をするものです。

### 今月の水洗化相談会

公共下水道への接続や、合併処理浄化槽への切り替えについての相談を受け付けます。気軽に来てください。

- ▶とき 7月31日(日) 10:15～13:45
- ▶ところ 勝立地区公民館

### 公共下水道への接続を検討する人へ

下水道供用開始から3年以内に、くみ取りトイレから水洗トイレに改造する工事や、浄化槽から下水道へ切り替える工事が完成した人に、**最大で20万円の補助**があります。また、キャンペーン期間中に限り、下水道供用開始から3年を経過した工事についても、**最大で13万円の補助**があります。詳細は下水道課へ問い合わせてください。

### 合併処理浄化槽への切り替えを検討する人へ

キャンペーン期間中に限り、浄化槽設置補助金を増額し、浄化槽切替奨励金も交付します。市民負担額が10万円程度で済む場合もありますので、詳細は環境業務課へ問い合わせてください。

■問合せ 企業局下水道課 ☎41-2844

■問合せ 環境業務課 ☎41-2720